

東広島市民間いきいき子どもクラブ運営補助事業者評価基準

分類	評価項目	評価の視点	評価基準	評価点	
事業実施施設	所在地	受入対象小学校から適当な位置にあるか。 ※送迎方法（徒歩又は車両）は問わない。	各小学校の下校時刻から、クラブへ到着するまでに要する時間が30分を超える	1	
			各小学校の下校時刻から、クラブへ到着するまでに要する時間が30分以内	3	
			各小学校の下校時刻から、クラブへ到着するまでに要する時間が15分以内	5	
		保護者の送迎に配慮した場所にあるか。	主要道路から離れた狭い道路(概ね幅員3メートル未満)の通行を要する場所にある。	1	
	施設の所在地が上記又は下記以外の場所		3		
	2車線道路など、出入りしやすい主要な幹線道路に面している。		5		
	所有形態	賃借料を継続して支払う必要のないものか。	賃借物件 自己所有	1 5	
	定員	公立クラブの待機児童の軽減、受入の適正化に寄与するものであるか。	～40人	1	
			41人以上45人以下	5	
			45人を超える	3	
	面積	児童が過ごしやすいうように余裕を持った専用区画の面積を確保できているか。	定員×1.65㎡以上3.0㎡未満	1	
			定員×3.0㎡以上	5	
	静養室	児童の体調が悪い時等に静養できるスペースを確保しているか。 ※パーティションで仕切るのみは不可。	静養室なし	0	
			静養室あり	5	
	トイレ	障がい児に配慮したトイレを設置しているか。	手摺付きのトイレなし	0	
			手摺付きのトイレあり	2	
手摺付きかつ車いすで使用できる広さのトイレあり			4		
広島県福祉のまちづくり条例の施設整備マニュアルの基準を満たす多目的トイレあり			5		
玩具等	児童のための室内玩具が準備されているか。 玩具の種類は児童が自主性を持ち、又は周囲と関わり合いながら遊べるものが選定されているか。	玩具なし。	0		
		玩具はあるが、対象学年や種類が限られている。	3		
		それぞれの学年に応じた、さまざまな種類の玩具を取り揃えている。	5		
図書等	児童のための図書が準備されているか。 図書（絵本及び漫画を含む）の種類は、児童の発達段階に応じたものであり、かつ児童が読書に興味を持つことができるものであるか。	図書なし。	0		
		図書はあるが、対象学年や分野が限られている。 それぞれの学年に応じた、さまざまな分野（文学、自然科学、歴史、スポーツ、芸術等）の図書を取り揃えている。	3 5		
外遊びを行える場所の確保	児童が外遊びできる場所が確保されているか。	確保なし。	0		
		施設に付属する庭や、近隣の公園など児童が外遊びを行える場所が確保されている。	3		
		上記庭又は公園等が、児童が豊かな自然に触れあえる環境となっている。（日常的に農体験又は自然体験ができる場所）	5		
駐車場	職員及び送迎の保護者が十分に駐車できる台数が確保できているか。 ※複数の支援単位で駐車場を共有する場合は、支援単位数で割った台数（切上げ）とする。	駐車場なし	0		
		2台以下	1		
		3台以上4台以下	3		
		5台以上	5		
運営計画、体制等	開設予定日数	土曜日の開設を想定したものとなっているか。 ※近隣に他の支援単位があり、合同で開設することを想定している場合は評価	土曜日は開設しない。 隔週など定期的に土曜日を開設 毎週土曜日を開設（年間約290日程度）	0 3 5	
		開設予定時間	保護者のニーズに応えた開設時間となっているか。 ※平日：小学校の授業の休業日以外の日 ※休日：小学校の授業の休業日	平日の開設終了予定時刻が18時を超え19時まで	1
				平日の開設終了予定時刻が19時を超え20時前まで	3
	平日の開設終了予定時刻が20時以降			5	
	休日の開設予定時刻が7時を超え8時前まで			3	
	受入対象小学校	待機児童が発生している又は発生するおそれのある小学校区として市が指定する小学校区（以下「受入対象小学校区」という。）のほか、受入人数の適正化を要する小学校区の児童を受け入れるか。 ※「受入人数の適正化を要する小学校区」とは龍王小学校区、寺西小学校区、三ツ城小学校区、郷田小学校区、平岩小学校区、川上小学校区、八本松小学校区、原小学校区、高屋西小学校区及び高美が丘小学校区をいう。	受入対象小学校区又は受入人数の適正化を要する小学校区から1～2校区を選定している。	1	
			受入対象小学校区又は受入人数の適正化を要する小学校区から3～4校区を選定している。	3	
			受入対象小学校区又は受入人数の適正化を要する小学校区から5校区以上を選定している。	5	
	支援員	必要な放課後児童支援員を確保する計画となっているか。 ※みなし放課後児童支援員を含む。	放課後児童支援員が1人	1	
			放課後児童支援員が2人又は3人 放課後児童支援員が4人以上	3 5	
おやつ・教材費等	保護者に過度な負担を求めているか。 ※おやつ・教材費のほか、冷暖房等の実費加算分を含み、保険料、イベント参加費、プログラム費は含まない。 ※夏休みのみ等特定の月を対象とするものがある場合は、年間平均した額とする。	応募者の中で最高価格 評価点 = 5点 × (1 - 提案価格/応募者内の最高価格) ※上記数式により算出する。 ※端数切捨て 応募者の中で最低価格	0 1～4 5		
		運営実績	1年以上の同種又は類似の事業の運営実績があるか。 ※「同種」とは放課後児童クラブをいう。 ※「類似」とは保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センターをいう。	実績なし	0
市内類似実績あり	3				
市外同種実績あり	3				
市内同種実績あり	5				
運営方針等	運営方針	デイリープログラムや年間行事が予定されていない。 又は子どもの成長に資する内容となっていない。	0		
		デイリープログラムや年間行事が予定されており、子どもの成長に資する内容となっている。	3		
		上記のデイリープログラムや年間行事に加え、補助対象外事業として利用児童及び保護者のニーズに合った独自事業を予定している。	5		
		デイリープログラムや年間行事が予定されており、かつそれらに対して子どもの意見を反映させる仕組みがある。 デイリープログラムや年間行事が予定されており、かつそれらを子どもが自ら企画し、創意工夫を行う仕組みがある。また必要に応じ、職員が子どもにファシリテーションを行っている。	8 10		
	障がい児の受入	障がい等の特別な配慮が必要な児童を受け入れることは可能か。また、受入可能人数はどの程度か。現場でそれら児童の対応に苦慮した場合は、専門的な知識を持った職員（※1、※2参照）が具体的なアドバイスを行うことができる体制が整っているか。 ※1「専門的な知識を持った職員」とは、児童発達支援管理責任者、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、言語聴覚士及び精神保健福祉士をいう。 ※2上記※1に加え、「専門的な知識を持った職員」とは社会福祉士主任任用資格を有する者、保育士、児童指導員任用資格者及び精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者のうち障がい者や子どもを対象とする相談業務に1年以上従事した経験のある者をいう。	障がい等特別な配慮が必要な児童を受け入れない。 障がい等特別な配慮が必要な児童を、定員の1割を超えない範囲の人数まで受け入れる。 障がい等特別な配慮が必要な児童を、定員の1割を超える範囲の人数を受け入れる。	0 3 5	
			障がい等特別な配慮が必要な児童を定員の1割を超えない範囲の人数まで受け入れ、かつ専門的な知識を持った職員が具体的なアドバイスを行う体制が整っている。 障がい等特別な配慮が必要な児童を定員の1割を超える範囲の人数まで受け入れ、かつ専門的な知識を持った職員が具体的なアドバイスを行う体制が整っている。	8 10	
合 計				110	